市税の減免申請について

　 固定資産税 等

　 個人市県民税 等

（注意事項）

1. 市税の減免は、災害があった日以後に納期限が到来する税額が対象となります。
2. 必要書類が期限までに提出されない場合、書類不備により却下となります。提出が遅れる理由がある時は、本庁担当課にご連絡ください。
3. 減免の申請から決定までの間、納税義務は消滅しません。減免の決定には時間を要するため、納付困難の際は必ず納税課にご相談ください。ご相談された場合でも納期限までに納付がなかった場合は、督促状を送付することになりますので、あらかじめご了承下さい。なお、減免の決定までの間に納付された税額であって、減免の対象となったものは、後日、還付されます。
4. 減免の審査、決定及び通知は、本庁担当課で行います。
5. 熊本市税条例施行規則第１２条の規定に基づき、虚偽の申請その他不正行為があったと認められた場合は、直ちに減免の取消しを行います。

● 本庁担当課

・個人市県民税等・・・市民税課

℡ 096-328-2183

・固定資産税等・・・・固定資産税課

℡ 096-328-2195

● 納付の相談・・・・・・ 納税課

℡ 096-328-2204

上記について、確認しました。

令和　　　年　　　月　　　日

〔申請者〕

　　　　　　　住　所

氏　名